

令和5年11月10日（金）
高見 康裕 議員（自民）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

1問 今般の「裁判官の報酬法等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「検察官の俸給法等に関する法律の一部を改正する法律案」の背景及び経緯と、概要について、法務当局に問う。

[本二法案の背景及び経緯]

- 本年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、本年4月時点における官民の給与較差に基づく俸給表の水準の引き上げを内容とする、一般職の職員（注1）の給与改定を勧告した。
- 本年10月20日、政府は、一般職の給与につき、人事院勧告どおりの改定を行うこと、特別職の職員の給与につき、同改定の趣旨に沿って取り扱うことを閣議決定した。

[概要]

- 本二法案は、裁判官・検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員（注2）の俸給表に準じて、引き上げることを内容とするもの。

（注1）一般職給与法の適用を受ける国家公務員

（注2）一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員

（参考1）令和元年11月21日参議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁

○政府参考人（金子修君）

裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましては、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮するため、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところでございます。

そして、本年の人事院勧告は、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること等を内容としております。

この二法案は、このような人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて、これに対応する裁判官及び検察官の給与を改定するというものでございます。

（参考2）令和4年10月28日衆議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁

○竹内政府参考人

今回の改正でございますが、一般の政府職員の給与の改定に伴いまして、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものであります。

すなわち、人事院は、本年八月八日、官民較差を踏まえまして、初任給及び若手職員の俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。そこで、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましても、これに準じまして、判事補八号以下や検事十六号以下等の低い号俸の報酬、俸給月額を約〇・一四%から約一・三九%引き上げることを内容とするものでございます。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和5年11月10日(金) 衆・法務委
中川 宏昌 議員(公明)

1問 今般の「裁判官の報酬法等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「検察官の俸給法等に関する法律の一部を改正する法律案」の趣旨・概要について、法務大臣に問う。

〔法案の趣旨〕

○ 本改正は、一般の政府職員(注1)の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするもの。

〔法案の概要〕

○ 本年8月、人事院は、本年4月時点における官民の給与較差を踏まえ、俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員(注2)の給与改定を勧告した。

○ 本二法案は、この人事院勧告を踏まえた一般の政府職員の給与改定に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるもの。

(注1) 一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員

(注2) 一般職給与法の適用を受ける国家公務員

(参考1) 令和元年11月21日参議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁

○政府参考人（金子修君）

裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましては、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮するため、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところでございます。

そして、本年の人事院勧告は、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること等を内容としております。

この二法案は、このような人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて、これに対応する裁判官及び検察官の給与を改定するというものでございます。

(参考2) 令和4年10月28日衆議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁

○竹内政府参考人

今回の改正でございますが、一般の政府職員の給与の改定に伴いまして、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものであります。

すなわち、人事院は、本年八月八日、官民較差を踏まえまして、初任給及び若手職員の俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。そこで、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につき

ましても、これに準じまして、判事補八号以下や検事十六号以下等の低い号俸の報酬、俸給月額を約〇・一四%から約一・三九%引き上げることを内容とするものでございます。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線████ 携帯████】

刑事局作成
令和5年11月10日 (金)衆・法務委員会 中川 宏昌 議員(公明)
対法務当局

2問 檢察庁での非常勤職員の処遇改善の状況はどのようになっているのか、また、処遇が改善される場合、非常勤職員についても、4月まで遡って給与改定がなされるのか、法務当局に問う。

(答)

[非常勤職員の給与について]

検察庁で勤務する非常勤職員の給与については、一般職給与法等に基づき、適切に支給されているものと承知。

[具体的な取扱について]

具体的には、非常勤職員の基本となる給与については、原則として、一般職の国家公務員の俸給月額を基礎として決定しており（注1）、人事院勧告を受けて、同俸給月額が改正されれば、常勤職員の給与決定に係る取扱いに準じて、改定されるものと承知。

[改定の時期について]

改定の時期についても、常勤職員と同様に取り扱っており、常勤職員が4月に遡って給与改定される場合には、非常勤職員についても4月に遡って日給等を改定する取扱いとしているものと承知（注2）。

(注1) 紹介について

基本となる給与は、行(一)1-1を基礎とし、行(一)1-45を上限として決定される（令和5年1月23日付法務省刑事局総括補佐官通知）。

(注2) 改定の時期について

常勤職員の俸給が遡及して改定される場合、非常勤職員の日給等についても遡及して改定する取扱いとしている（令和5年1月20日付法務省刑事局総務課補佐官（人事企画担当）事務連絡）。

刑事局作成
令和5年11月10日 (金)衆・法務委員会 中川 宏昌 議員(公明)
対法務当局

3問 DXを活用した検察官の働き方改革を推進しているのか、法務当局に問う。

(答)

〔リモートワークの推進について〕

DXを活用した検察官における働き方改革の取組状況については、法務省全体の取組（アット・ホームプランープラス ONE-）に基づき（注1）、職務の性質に照らし、セキュリティに配意したテレワーク環境の整備を含めて、可能な範囲でテレワーク推進にも柔軟に取り組んでいるものと承知。

〔刑事手続デジタル化の検討状況について〕

また、現在、法務省においては、刑事手続のデジタル化として、

- ・ 書類の電子データ化・発受のオンライン化
- ・ 捜査・公判手続の非対面・遠隔化

を可能とすることについて、法整備及びシステム整備の在り方の両面から検討を進めている。

刑事手続のデジタル化は、

- ・ 手続に関与する国民の負担軽減
- ・ 手続の円滑・迅速化

に資するものであり、安心・安全な社会を実現するためのも

のであるが、副次的に、手続を執り行う関係機関の業務の合理化に資する側面もあると考えられ、その観点からも、刑事手続のデジタル化を推進することは重要な課題であると考えている。

(注 1) 法務省における取組の内容

法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプランプラスONE）では、働く時間と場所の柔軟化に関する取組として、テレワークを可能とする業務プロセスの見直しの検討など、テレワークの推進に関する各種取組を行うこととしているところ。

(注 2) 令和 4 年 3 月 22 日最高検察庁総務部長「検察庁テレワークガイドラインについて（通知）」

「最高検察庁においては、ポストコロナ（平常時）におけるテレワークの積極的利用に資することを目的として、令和 3 年 10 月 1 日、「検察庁におけるテレワークの運用に関する検討会」を立ち上げ、検察庁におけるテレワークの在り方を検討してきましたが、この度、検察庁職員が容易かつ広範囲にテレワークを実施できるようにすることを目的として、「検察庁テレワークガイドライン」を策定したので、各庁におかれでは、これを参考に、柔軟かつ積極的にテレワークを推進していただくようお願いします。」

(注 3) 体制整備の状況

- ・携帯可能なクライアントパソコン、モバイルパソコンの整備等

対法務当局

人事課 作成

11月10日（金）衆・法務委 中川 宏昌 議員（公明）

4問 地域手当の支給の有無・金額によって生じる給与額の地域格差により、裁判官・検察官の都市部勤務指向が強まるのではないか、法務当局に問う。

- 現行法の下でも、地域手当にはいわゆる異動保障の制度が設けられており、給与額の地域格差を一定程度縮減・緩和する措置が講じられているが、御指摘にあるような懸念が存在することもまた、否定できない。
- 全国の裁判所における均質な裁判、あるいは全国の検察庁における均質な捜査・公判をそれぞれ実現し、国民の安全・安心な暮らしを確保するためには、地方都市を含め、全国各地に等しく優れた裁判官・検察官を配置することが必要不可欠。
- そのため、御指摘にあるような懸念を払拭すべく、引き続き、適切な人事上の施策を実施・研究してまいりたい。

（参考条文）

- 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日法律第九十五号）

（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2・3（略）

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域（中略）に在勤する職員がその在勤する地域、（中略）を異にして異動した場合（中略）において、当該異動（中略）の直後に在勤する地域（中略）に係る地域手当の支給割合（中略）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域（中略）に係る地域手当の支給割合（中略）に達しないこととなるとき（中略）は、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、（中略）当該異動等の日から2年を経過するまでの間（中略）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。（後略）

2・3（略）

（参考）勤務地の違いによる報酬・俸給月額及びこれに対する地域手当の合計額の格差

号俸	1級地（20%）	非支給地	差額
判事1号、検事1号	1,413,600	1,178,000	235,600
判事2号、検事2号	1,245,600	1,038,000	207,600
判事3号、検事3号	1,161,600	968,000	193,600
判事4号、検事4号	984,000	820,000	164,000
判事5号、検事5号	849,600	708,000	141,600
判事6号、検事6号	763,200	636,000	127,200
判事7号、検事7号	691,200	576,000	115,200
判事8号、検事8号	621,600	518,000	103,600
判事補1号、検事9号	507,600	423,000	84,600
判事補2号、検事10号	467,160	389,300	77,860
判事補3号、検事11号	440,520	367,100	73,420
判事補4号、検事12号	412,560	343,800	68,760
判事補5号、検事13号	386,880	322,400	64,480
判事補6号、検事14号	369,480	307,900	61,580
判事補7号、検事15号	349,680	291,400	58,280
判事補8号、検事16号	338,640	282,200	56,440
判事補9号、検事17号	316,200	263,500	52,700
判事補10号、検事18号	305,760	254,800	50,960
判事補11号、検事19号	299,280	249,400	49,880
判事補12号、検事20号	292,800	244,000	48,800

※本法律案の改定報酬・俸給月額を基に算出

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線 [] 携帯 []】

対法務当局

人事課作成

11月10日(金)衆・法務委 米山 隆一 議員(立憲)

1問 今回の法改正で、対象となる検察官の給与総額は、金額にしてどれだけ、パーセンテージにしてどれだけ上がるのか、法務当局に問う。

検察官の給与総額は、本法案による改正前については、俸給及び諸手当を含み、約313億7,200万円であるところ、本法案が成立した場合には、約317億4,900万円となり、

- 金額にして、約3億7,700万円
- パーセンテージにして、平均約1.2パーセントの増額となる。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和5年11月10日(金) 衆・法務委
米山 隆一 議員(立憲)

2問 政府が実質賃金の上昇、物価と賃金の好循環を
謳っているのであるから、裁判官・検察官の全員
について、物価と同等の3%の賃上げをすべきで
あると考えるが、法務大臣の見解を問う。

〔改定の方法として合理性がある〕

- 本改正は、人事院勧告を踏まえた一般の政府職員
(注1) の給与改定に準じて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げるもの。
- 裁判官・検察官も国家公務員であり、その給与については
 - ・ 裁判官・検察官の職務と責任の特殊性を反映しつつ
 - ・ 人事院勧告の重要性 (注2) を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要があることから、このような改定の方法には合理性があると考えている。」

(注1) 「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する

(注2) 人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水

準に準拠して定めるところにある。

(参考) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における政府参考人(司法法制部長)の答弁

○加田裕之君(略) また、裁判官の報酬や検察官の俸給を、同じ司法試験で合格して活動する弁護士の所得水準に倣つて引き上げるんではなくて、一般の政府職員に準じて引き上げる理由はなぜなのかということについて答弁を求めます。

○政府参考人(竹内努君)(略) 加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る様態や職務内容が大きく異なると認識をしております。また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

【責任者：司法法制部司法法制課 加藤課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和5年11月10日(金) 衆・法務委
米山 隆一 議員(立憲)

3問 政府自身が異次元の金融緩和を維持することで意図的に3%を超える物価上昇を生じさせている状況で、ほぼ全ての裁判官・検察官の給与を0.3ないし1%しか上げないのは、法務大臣としての職責放棄ではないか、法務大臣に問う。

[改定の方法として合理性がある]

- (繰り返しとなるが、) 裁判官・検察官も国家公務員であり、その給与については
 - ・ 裁判官・検察官の職務と責任の特殊性を反映しつつ
 - ・ 人事院勧告の重要性 (注1) を尊重し、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要があると考えている。
- したがって、先ほど申し上げたとおり、裁判官・検察官の報酬・俸給月額について、その対応する一般の政府職員の俸給表の改定に準じて改定する方法には合理性があると考えている。」

(注1) 人事院勧告の趣旨は、一般職の国家公務員の労働基本権制約の代償措置として、その給与水準を民間の給与水準に準拠して定めるところにある。

(注2)「一般の政府職員」とは、一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員を意味する

(参考) 令和4年11月10日参議院・法務委員会における政府参考人(司法法制部長)の答弁

○加田裕之君(略) また、裁判官の報酬や検察官の俸給を、同じ司法試験で合格して活動する弁護士の所得水準に倣つて引き上げるんではなくて、一般の政府職員に準じて引き上げる理由はなぜなのかということについて答弁を求めます。

○政府参考人(竹内努君)(略) 加えまして、裁判官、検察官の人材確保のためには、職務や社会の変化に対応した給与水準の確保もまた重要であると認識をしております。

委員御指摘の弁護士でございますが、一般的には、自ら顧客と契約を締結し、その契約に基づいて経費を負担しつつ報酬を得るという事業主的な営業形態を取ってその職務を行っているものでございまして、裁判官及び検察官とでは、その所得を得る態様や職務内容が大きく異なると認識をしております。また、裁判官及び検察官も国家公務員でありますので、その給与につきましては、国家公務員全体の給与体系の中でバランスの取れたものにする必要もございます。裁判官、検察官の報酬、俸給月額につきまして、その対応する一般の政府職員の俸給月額と同じ改定率で改定額を定めるということは、一般職の国家公務員の給与に関する人事院勧告の重要性を尊重しつつ、裁判官、検察官の職務と責任の特殊性を給与に反映させるものとして合理性を有するものと考えております。

【責任者: 司法法制部司法法制課 加藤課長 内線■ 携帯■】

令和5年11月10日（金）
阿部 弘樹 議員（維新）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

1問 今般の「裁判官の報酬法等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「検察官の俸給法等に関する法律の一部を改正する法律案」の趣旨・概要について、法務当局に問う。

[本二法案の趣旨]

- この二法案は、一般の政府職員（注1）の給与改定に伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定するもの。

[法案の概要]

- 本年8月7日、人事院は、国会及び内閣に対し、本年4月時点における官民の給与較差に基づく俸給表の水準の引き上げを内容とする、一般職の職員（注2）の給与改定を勧告した。
- 本年10月20日、政府は、一般職の給与につき、人事院勧告どおりの改定を行うこと、特別職の職員の給与につき、同改定の趣旨に沿って取り扱うことを閣議決定した。
- この二法案は、これらを受けて、裁判官・検察官の報酬・俸給月額についても、その対応する一般の政府職員の俸給表の改定に準じて引き上げるもの。

（注1）一般職給与法及び特別職給与法が適用される政府の職員

（注2）一般職給与法の適用を受ける国家公務員

(参考1) 令和元年11月21日参議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁
○政府参考人（金子修君）

裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましては、その職務と責任の特殊性を反映させつつ、国家公務員全体の給与体系の中でのバランスにも配慮するため、従前より、人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて行っているところでございます。

そして、本年の人事院勧告は、民間の初任給との間に差があること等を踏まえまして、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げること等を内容としております。

この二法案は、このような人事院勧告を受けて行われる一般の政府職員の俸給表の改定に準じて、これに対応する裁判官及び検察官の給与を改定するというものでございます。

(参考2) 令和4年10月28日衆議院・法務委員会における¹政府参考人（司法法制部長）の答弁
○政府参考人（竹内努君）

今回の改正でございますが、一般の政府職員の給与の改定に伴いまして、裁判官の報酬及び検察官の俸給を改定することを内容とするものであります。

すなわち、人事院は、本年八月八日、官民較差を踏まえまして、初任給及び若手職員の俸給月額の引上げ等を内容とする一般職の職員の給与改定を勧告いたしました。そこで、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額につきましても、これに準じまして、判事補八号以下や検事十六号以下等の低い号俸の報酬、俸給月額を約〇・一四%から約一・三九%引き上げることを内容とするものでございます。

対法務当局

人事課 作成

11月10日（金）衆・法務委 阿部 弘樹 議員（維新）

2問 法務省における労働組合（職員団体）の有無及び賃金改善要求等の活動について、法務当局に問う。

（答）

- 国家公務員法第108条の2に規定される職員団体のうち、法務省職員が加入している職員団体は、全法務省労働組合及び沖縄国家公務員労働組合の2団体がある。
- 今年度における賃金改善要求等を含めた団体交渉については、9月末時点において、法務省全体で55回実施されているものと承知。

（参考1）

- 法務省における令和5年4月から同年9月までの団体交渉の実施状況
 - ①本省における交渉 全法務省労働組合 10回
沖縄国家公務員労働組合 3回
 - ②地方における交渉 全法務省労働組合 40回
沖縄国家公務員労働組合 2回

※ 外局を含む

（参考2）

- 法務省関係職員団体の組織状況について
法務局、地方法務局、少年院、少年鑑別所、地方更生保護委員会、保護観察所及び地方出入国在留管理局（入国警備官を除く。）の職員が加入している。

なお、刑務官及び入国警備官については、国家公務員法第108条の2において、団結権が認められていないため加入できない。

(参考3)

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
(職員団体)

第百八条の二 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

②～⑤ (略)

⑤ 警察職員及び海上保安庁又は刑事施設において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）
(入国警備官)

第六十一条の三の二

1～3 略

4 入国警備官は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の規定の適用については、警察職員とする。

対法務当局

人事課作成

11月10日（金）衆・法務委 阿部 弘樹 議員（維新）

3問 檢察官の育児休業の取得状況、地域手当及び寒冷地手当の支給状況について、法務当局に問う。

〔検察官の育児休業の取得状況〕

お尋ねの検察官の育児休業の取得状況について、過去3年間（注）の検察官の育児休業者数を申し上げれば

- 令和4年度は、65人
- 令和3年度は、63人
- 令和2年度は、68人

であったものと承知。

〔地域手当及び寒冷地手当の支給状況〕

また、検察官に対する地域手当及び寒冷地手当の支給については、一般の政府職員に準じて支給されている。

（なお、地域手当及び寒冷地手当に特化した支給総額は把握しておらず、その金額をお答えすることは困難である。）

（注） いずれも会計年度である。

（参考1） うち、男性の育児休業取得人数及び割合は以下のとおり

- 令和4年度 46人、70.8パーセント
- 令和3年度 41人、65.1パーセント

○令和2年度 43人、63.2パーセント

(参考2)

○ 檢察官の俸給等に関する法律

第一条 檢察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2 (略)

3 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

(参考3)

○一般職の職員の給与に関する法律

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六

- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二
- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

3 (略)

(参考4)

- 国家公務員の寒冷地手当に関する法律
(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号) 第二条 に規定する一般職に属する職員 (以下この条及び次条において単に「職員」という。) のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日 (次条において「基準日」という。) において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員 (常時勤務に服する職員に限る。次条において「支給対象職員」という。) に対しては、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。) に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

- 一 別表に掲げる地域に在勤する職員
- 二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として内閣総理大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は内閣総理大臣が定める区域に居住するもの

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線██████ 携帯██████████】

対法務当局

人事課作成

11月10日（金）衆・法務委 阿部 弘樹 議員（維新）

4問 檢察官に支給される初任給調整手当額と支給される期間について、法務当局に問う。

○ 初任給調整手当は、検事20号から検事13号の俸給を受けている間（注）支給されるものであり、その手当額は号俸により異なるが、例えば、検事20号であれば月額8万7,800円、検事13号であれば月額1万9,000円が支給される。

（注）おおむね5年程度支給されている。

（参考）初任給調整手当

	平成元年4月1日
検事13号	19,000円
検事14号	30,900円
検事15号	45,100円
検事16号	51,100円
検事17号	70,000円
検事18号	75,100円
検事19号	83,900円
検事20号	87,800円

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■ 携帯■】

対法務当局

人事課作成

11月10日（金）衆・法務委 阿部 弘樹 議員（維新）

5問 檢察官に対して超過勤務手当、夜勤手当、休日給が支給されない理由について、法務当局に問う。

○ 檢察官については、事件の適正、迅速な処理等のために、夜間などの勤務時間外においても対処することが要求されており、時間外に勤務した時間等を計測して給与上の措置を講ずるにはなじみ難い面もあることから、そのような検察官の特殊性を踏まえ、検察官俸給法第1条ただし書において、全ての検察官につき、超過勤務手当、夜勤手当及び休日給は支給しない旨規定されている。

（参照条文）

○ 檢察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）
第一条（略）ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、
休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■ 携帯■】

令和5年11月10日（金）
阿部 弘樹 議員（維新）

衆・法務委員会
対法務当局（法制部）

6問 裁判官及び検察官について、給与の減額が原則として認められない理由・趣旨について、法務当局に問う。

〔前提〕

- (委員御指摘のとおり) 裁判官・検察官については、その報酬・俸給を減額することが原則として禁止されている。

〔裁判官の報酬減額禁止の理由〕

- 裁判官の報酬に関しては、憲法第79条において、「この報酬は、在任中、これを減額することができない」と定められている。
- その趣旨は、報酬の減額が個々の裁判官または司法全体に何らかの圧力をかける意図で行われることを防ぎ、司法権の独立を担保することにあるものと承知。

〔検察官の俸給減額禁止の理由〕

- 一方、検察官の俸給については、検察庁法第25条において、一定の場合を除き、意思に反して「俸給を減額されることはない」と定められている。
- その趣旨は、検察官に対する身分上の不利益な処分によりその権限の行使に不当な影響力が及ぶことを防ぎ、検察権の独立を担保することにあるものと承知。

(参考)

- 一般の政府職員の給与が減額改定されるのに伴い、これと同じ割合で裁判官・検察官一般の報酬・俸給を減額改定する場合には、裁判官・検察官の身分保障の趣旨に反するものではなく、報酬・俸給の減額も許される。
- 直近では平成26年に、一般職の国家公務員の俸給月額の引下げに伴い、裁判官及び検察官の報酬・俸給月額が引き下げられている。

(参照条文)

- 日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十九条

一～五（略）

- 六 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。
この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条（略）

- 二 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。
この報酬は、在任中、これを減額することができない。

- 檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

二～三（略）

第二十三条 檢察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由によりその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

二～八（略）

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由により剩員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 檢察官は、前十三条の場合を除いては、その意思に反して、
その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。
但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

(参考答弁 1) 平成 29 年 12 月 5 日衆議院・法務委員会における山下貴司法務大臣政務官の答弁

○山下（貴）大臣政務官

私は、法務大臣政務官として、憲法の解釈を述べる立場にはないわけでございますけれども、一般に理解されているところを御紹介させていただきますれば、裁判官の報酬を減額することができない旨を定めている田所先生御指摘の憲法の規定、これは、裁判官の報酬の減額が個々の裁判官または司法全体に何らかの圧力をかける意図でなされるおそれがあることから、このようなおそれのある報酬の減額を禁止することを趣旨としているというふうに承知しております。

そして、これまでに行われた裁判官の報酬の減額措置は、人事院勧告あるいは東日本大震災対応ということで、国家公務員全体の給与引き下げに伴い、裁判官の報酬月額についても法律によってこれに準じた引き下げを行ったものでございまして、裁判官の権限行使の独立に影響を及ぼすもの、または司法全体に何らかの圧力をかけることを企図したものとは言えないものであったということで、憲法の規定には違反しないという理解であると承知しております。

(参考答弁 2) 平成 22 年 11 月 16 日衆議院・法務委員会における政府参考人（司法法制部長）の答弁

○後藤政府参考人

裁判官は、特別職の国家公務員の中でも、司法府に属し、独立してその職権を行使するなど、その地位や職責に特殊性がございます。また、憲法上、裁判官の報酬は在任中これを減額することはできないという規定も設けられておるところであります。このような特殊性から、一般職の国家公務員はもとより、特別職の国家公務員の給与法とも別に裁判官報酬法が定められております。

それから、検察官でございますけれども、検察官は、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図る上で極めて重大な職責を

担う準司法官的性格を有する特殊な官職であるとされております。
また検察官は、原則として裁判官と同一の試験及び養成方法を経る者でございます。これらの点などから、試験、任免、身分保障等についても検察庁法に特例が定められておるところであります。
このように、検察官の職務等の特殊性から、検察官の給与については、一般の政府職員とは別個に、裁判官の給与に準じて検察官俸給表が制定されているものと承知しております。

対法務当局

人事課作成

11月10日（金）衆・法務委 鈴木 義弘 議員（国民）

1問 勤勉手当の「勤勉」とはどのような考え方で支給するのか、法務当局に問う。

- 檢察官の諸手当については、検察官俸給法第1条により、一般の政府職員の例により支給することとされており、勤勉手当についても、一般の政府職員に準じて、支給されている。
- 具体的には、一般の政府職員に準じ、基準日（注1）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前の6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、適切に支給されている。
- なお、検事総長、次長検事、検事長に対しては、特別職給与法適用職員の例により、勤勉手当は支給されない（注2）。

（注1）基準日：6月1日及び12月1日

○一般職の職員の給与に関する法律

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内

の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2～5 (略)

(注2) 検事総長、次長検事、検事長には、特別職給与法適用職員の例により、期末手当（年間3.30月分※令和5年法改正前）が支給される。

(参考1)

○ 検察官の俸給等に関する法律

第一条 検察官の給与に関する法律（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額の俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2、3 (略)

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

(参考2)

○ 検察官の期末手当及び勤勉手当の支給に関する準則

第1条 検察官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関するは、この準則に定めるところによるほか、一般の官吏の例による。

(期末手当)

第2条 檢察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。以下「検察官俸給法」という。）第1条の規定により、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第1号から第42号までに掲げる者及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける職員の例によることとされる期末手当の支給については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 指定職俸給表の適用を受ける職員として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる1号から8号までの俸給を受ける検事及び1号又は2号の俸給を受ける副検事並びに検察官俸給法第9条に定める俸給月額の俸給を受ける副検事とする。
- (2) 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（特定管理職員）として期末手当の支給割合を定められているものに相当する職員は、検察官俸給法別表に掲げる9号から12号までの俸給を受ける検事及び3号から7号までの俸給を受ける副検事とする。
- (3)、(4) (略)

2 (略)

(勤勉手当)

第3条 前条の規定は、一般の官吏の例によることとされる勤勉手当の支給について準用する。

【責任者：大臣官房人事課 佐藤課長 内線■ 携帯■】

対法務当局

人事課作成

11月10日(金)衆・法務委 鈴木 義弘 議員(国民)

2問 優秀な人材確保のためには実質的な給与の引上げが必要であると考えるが、法務当局の所見を問う。

- 法務省においては、これまでも、検察官の手取りの増加に繋がり得る給与待遇改善について、機会を捉えて、制度官庁に要望等してきたところ。
- 法務省としては、引き続き、こうした取組をも通じて、検察官の任官者確保に努めてまいりたい。

(参考) 要望等の例

例えば、検察官等の一般職の国家公務員に支給される諸手当を所管する人事院に対し、「給与改善要望」として、通勤手当などの生活関連手当の改定(引き上げ)を要望している。

【責任者:大臣官房人事課 佐藤課長 内線████ 携帯████】

対法務当局

人事課 作成

令和5年11月10日(金) 衆・法務委 鈴木 義弘 議員(国民)

4問 現行制度のままで、検事任官者を適切に確保できているのか、法務当局に問う。

[現状認識]

- 直近の検事の任官状況をお答えすると、
 - ・ 令和2年度(73期) 66人
 - ・ 令和4年度(74期) 72人(注)
(75期) 71人である。
- 法務当局としては、検事任官者は適切に確保できていると考えており、今後も、引き続き、検事としての能力・適性を備えた検事任官者を積極的に確保していく所存。

(注) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による司法試験の実施延期に伴い、司法修習の実施時期が令和4年4月までとされたことから任官者なし。

- (参考) 令和元年11月13日 衆・法務委員会
- 濱地雄一委員 現在、裁判官の任官の状況、また検事の任官の状況について、そういう報酬を、俸給を定めている状態で、何か変化はございませんでしょうか。しっかりとリクルーティングできているのかどうか、その状況も含めて、端的にこれは最高裁判所と法務省にお聞きをしたいと思います。
 - 西山政府参考人 過去3年間の検事の任官状況をお答えいたしました、平成28年度、69期ですが、70名、平成29年度、70期が67名、平成30年度、71期が69名になってございます。法務当局としましては、検事任官者は適切に確保できていると考えてございまして、今後とも、引き続き、検事としての能力・適性を備えた検事任官者を積極的に確保してまいりたいと考えてございます。

対法務当局

人事課 作成

令和5年11月10日 (金) 衆・法務委 鈴木 義弘 議員 (国民)

5問 今後も引き続き、検事任官者を適切に確保していくためには、将来の人才不足を懸念し、現段階から将来を見据えて対応すべきではないか、法務当局に問う。

[現状認識]

- 検事については、近時、毎年70名程度の任官者を確保できているところ、国民の安全・安心な暮らしを確保するためには、全国均整な検察権行使がなされる体制を継続的に確保していく必要があり、引き続き、任官適格を備えた多くの方が検事を志望し、任官していただくことが肝要であると認識している。

[積極的な広報活動の実施]

- そのような観点から、できるだけ多くの学生等に検事の職務等に興味・関心を持っていただくべく、あらゆる機会を捉え、積極的な広報活動を実施している。
- 例えば、高校生、大学生、法科大学院生等を対象に
 - ・ 検事の業務内容等に関する説明
 - ・ 模擬取調べの実演
 - ・ 現職検事との座談会などを実施しているところ。

[働きやすい職場環境の整備]

- また、検察庁においては、男女共同参画及びワークライフバランス実現に向けた各種取組（注）を行うなど、働きやすい職場環境の整備・構築に努めているところ。

[結論]

- 引き続き、こうした取組を進め、検事任官者の確保に努めてまいりたい。

(注) 檢察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後 1 年以内に合計 35 日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得に配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。